

# 中国税政連

■ 特別寄稿	高村正大	衆議院議員	2	■ 後援議員による税務支援会場視察	10
	橋本 岳	衆議院議員	4	■ 平成30年度与党税制改正大綱等に取り上げられた建議項目等	12
	舞立昇治	参議院議員	6	■ 税理士による国会議員等後援会一覧	13
	伊木隆司	米子市長	8	■ 中国税理士政治連盟役員名簿	14

## 中国税理士政治連盟

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377

E-mail: zeiseiren@chuzei.or.jp

特別寄稿

## 国政報告

## 若手国会議員として

中国税理士政治連盟の皆様におかれましては、ご健勝ご活躍のこととお喜び申し上げます。皆様のご発展とご健勝を心よりお祈り申し上げるとともに、平素よりのご支援、ご協力に對しまして、厚く御礼を申し上げます。

昨年十月の総選挙では自由民主党が二百八十四議席、与党で三分の二を超える議席を獲得することが出来ました。また、私自身も十三万三千二百二十一票という大変多くの票を頂き初当選をさせて頂く事が出来ました。

現在は、平日はほぼ毎日朝の八

時から党本部で部会や政調の委員会、議員連盟の会議等に出席し、多い日では一日八から十の勉強会に出席しております。また衆議院では、外務委員会・安全保障委員会・沖縄及び北方に関する特別委員会に所属させて頂いており、本会議や委員会で行く国のあるべき姿や政策について議論させて頂いております。初当選から約半年が経過して、責任の重さをますます痛感する日々を過ごしております。今回の選挙戦を通じて私は「子

供たちの未来のために、安心安全

で豊かな日本を守り抜く」この事を訴えさせて頂きました。五年前の政権交代以降、アベノミクスの経済政策により、有効求人倍率は四十七全都道府県で一・〇を超え、正社員に限った有効求人倍率でも全国で一・〇を超えてきております。株価、学生の就職内定率、賃金の上昇を含めて全国的には景気は良い状況を作り出してこれたものと思っております。一方で地方や中小企業を中心に景気回復の実感が乏しいと言うのも事実であります。

す。我々は平成三十年年度予算の年

度内成立こそ、最大の景気対策であるとの認識のもと、予算案・予算関連法案の年度内成立に全力を尽くし、二月二十八日には野党の抵抗の中、深夜までかけて予算を衆議院通過させ、平成三十年年度予算の年度内成立を確実にしました。私たちが先の選挙でお約束したこと「デフレから脱却し、景気回復の実感を全国津々浦々にお届けする」「国民の安心安全を守り抜く」ということをしっかりと実行し



衆議院議員

こうむら まさひろ  
高村 正大

てまいります。お約束した政策を、実行・実現していくことによって、次の選挙の時に我々の選挙は正しかったと国民の皆様にも思ってもらうことが、この結果を受けて私たちに課された責務であります。

今、国会では財務省の文書改竄（かいざん）が大きな問題として取り上げられています。役所による文書の改竄は決してあってはならない事であり、一方で過去にも同様の問題は発生しています。二〇一〇年の民主党菅政権・長妻厚生労働大臣の時代にも東北厚生局で公文書の改竄が発覚し、改竄を行った職員が減給一ヶ月（十分の一）、監督責任として一名が訓告、一名が文書嚴重注意の処分を受けております。この問題を政争の具にするのではなく、与野党が一緒になって、どうすれば役所による恣意的な公文書の改竄がなされなくなるのか、どうすれば改竄があっても速やかに発見することができるのか、そういったシ

ステムやルールをしっかりと作っていくことが大切だと考えています。

これからの時代、中選挙区時代の様に与党・野党がほぼ固定され、野党は与党の批判だけしていれば良い時代は終わらなくてはならないと思います。より国民の為に、与野党が本当の意味で切磋琢磨出来るような国会を作り上げて行かなければならない。我々若手国会議員は、その為に行動をしていかなければならないと考えております。

憲法改正については、三月二十五日の自由民主党大会で自由民主党としての考え方を発表させて頂きました。憲法に関しても、党利党略を超えて、国民の為に、国の為に、どう言った形が望ましいのかを衆参両院の憲法審査会においてしっかりと議論を尽くし、国会として発議できるようにしたいかなければなりません。我々は国民を代表する国会議員として、全力でこれに取り組んでまいります。

最後になりますが、中国税理士政治連盟の先生方には、国民生活に直結する税制問題に関して積極的にご提案を頂いております。軽減税率の問題、中小法人の法人税の控除などの問題、所得税の控除の見直し、償却資産に関する固定資産税の見直しなどの重要課題について、わが党をあげて取り組んでいるところです。私も新人ながら、皆様のお力になれるよう日々勉強させていただき、努力し全力を尽くす事を改めてお誓い申し上げます。



特別寄稿

## 国政報告

## 人づくり革命と生産性革命



衆議院議員

はしもと がつ  
橋本 岳

「中国税政連」第五十四号の機関誌発行にあたり、一言御挨拶を申し上げます。中国税理士政治連盟の杉山文成会長はじめ皆様におかれましては、お健やかに、良き初夏をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、妹尾盛司先生をはじめとする「税理士による橋本岳後援会」の方々や、多くの先生方におかれましては、日々ご指導、ご鞭撻を頂き厚く御礼申し上げます。橋本岳は現在、自由民主党厚生労働部会長として岸田文雄政務調査会長を支え、長時間労働

の是正や同一労働同一賃金の実現などの「働き方関連法案」の成立や「生産性向上と人づくり」改革等に向けて日々、取り組んでおります。

さて、一月二十二日に第九十九回通常国会がスタートし二月二十八日に平成三十年政府予算案が衆議院を通過しました。この文章を執筆時点では参議院での審議が進んでいますが、本誌が皆様のお手元に届くころには既に成立しているかと思われます。今国会において私は自由民主党厚生労働

部会長として、「生活困窮者等の自立支援を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」や「駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」、「健康増進法の一部を改正する法律案」、「食品衛生法等の一部を改正する法律案」、「医療法及び医師法の一部を改正する法律案」について自民党内での審議を取りまとめ、一つひとつ国会での成立に向けて汗をかいているところです。

その中でも受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案については、昨年、厚生労働副大臣を務めていた折から懸案となっていました。二月二十二日に自由民主党厚生労働部会において部会長一任を頂き、自民党政策審議会、自民党総務会を経て三月九日に政府において閣議決定されました。感慨無量です。もちろん、国会での審議を経て法律が成立するまで油断をすることは出来ませんが、これからも丁寧に調整を重ねてまいります。

存です。

存です。

また、昨年末、我々は「人づくり革命」と「生産性革命」を大きな柱にした経済政策パッケージを策定しました。これは子どもたちの未来に予算を投入し、全世代型の社会保障制度を構築すること、二〇二〇年までに企業の生産性向上、設備投資額増加、賃上げに集中的に取り組むための施策を具体的に示しました。

### 【人づくり革命】

#### 一、幼児教育の無償化

三歳～五歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。〇歳～二歳児については住民税非課税世帯について無償化する（なお既に第二子以降は無償化されています）。これらは二〇一九年四月からスタートし、二〇二〇年四月に全面实施する。

#### 二、待機児童の解消

二〇二〇年度末までに、三十二万人分の保育の受け皿整備を行う（これは、これまでは二〇二二

年度末の目標でした）。保育士確保のため、さらに処遇改善を行う。放課後児童クラブについても整備を前倒しする。

三、私立高等学校の授業料の実質無償化

二〇二〇年度までに、年収五百九十万円未満世帯を対象として、私立高等学校の授業料の実質無償化を行う。

四、高等教育（大学、短大、高専、専門学校）の無償化

二〇二〇年四月から、所得の低い世帯の学生を対象として、授業料の減免措置や給付型奨学金の拡充により無償化する。

#### 五、介護人材の処遇改善

勤続年数十年以上の介護福祉士への月額平均八万円相当の処遇改善を行う。

### 【生産性革命】

二〇二〇年までの三年間を「生産性革命・集中投資期間」とし

て、大胆な税制、予算、規制改革等の施策を総動員し、生産性を年二%向上・設備投資額を一〇%増加・三%以上の賃上げを行います。

これらの施策を通じて日本経済の成長軌道を実確なものとし、経済成長の長期的な阻害要因となる少子高齢化を克服してまいります。皆様から納めて頂いた税金が、きちんと国や国民の皆様のためとなるよう、税理士の先生方にも公平な税負担、時代に適合する税制の在り方についてお知恵を頂きながら、自由民主党厚生労働部会長として、これら具体的な施策が円滑に進むよう最善の努力を尽くしてまいります。今後とも変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げますとともに、中国税理士政治連盟の皆様のご発展とご健勝を心からお祈りいたします。



特別寄稿

## 国政報告

## 地方に成長のチャンスを一！



参議院議員

まいたち しょうじ  
舞立 昇治

日頃、「まいたち昇治後援会」の皆様をはじめ、中国税理士政治連盟の先生方におかれましては、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く感謝、御礼申し上げます。

国会議員として五年目を迎えさせて頂いた私も、昨年秋季より、参議院で憲法審査会の幹事継続のほか、農林水産委員会の筆頭理事、予算委員会委員を拝命したほか、党では水産部長代理など様々な役職を頂き、改めて責任の重さを痛感しています。

本年は笑う成年と言われ、経済

には好環境とも言われます。景気は国全体として回復が続けていますが、低成長に加えて東京中心の好景気であり、未だ鳥取をはじめ地方の多くは、大企業や輸出企業も少なく、国の予算・政策の影響が大きい農林水産等の一次産業や介護・福祉分野等、全産業平均と比べて所得水準の低い産業が多く、景気回復の実感をあまり得られていないのが実情です。政府の人づくり・生産性革命も重要ですが、企業や個人が重視されており、交通体系等で条件不利の地域

への環境整備が十分でないままで、大企業や人口が多い都市と地方との格差是正には限界があり、出生率が最も低い東京への一極集中の解消や地方創生の推進も遅々として進まない恐れがあります。さらに、現状は参議院選挙の合区に象徴されるように、人口が少ないとの理由だけで地方は切り捨てられ、国政における発言力・影響力は小さくなる一方です。まずは、地方軽視のマイナスの状況をゼロに戻す必要があります、そのためにも合区の解消は必要です。

本年は、公職選挙法の附則の規定を踏まえ、来年の参院選に向けて、選挙制度の抜本的な見直しに結論を出さなければならぬ年であり、当事者の私をはじめ、人口の少ない地方にとっても、勝負の年になります。また、平成二十七年の法改正等の議論に続き、二十県十合区等の大ブロック化を主張する政党も予想されるところであり、国のカタチを変える地方全体の問題でもあります。従来通り人口を優先するのか、又は、国土の保全・均衡ある発展や地域的な一

体性、全国各地域の多様な意見の反映等を名実ともに重視する方向に変化できるのかが問われます。

昨年までで自民党は衆参ともに合区解消で一致し、現在、「選挙制度に関する専門委員会（参議院議長の下に設置された全会派参加の参議院改革協議会の検討組織）」では少数会派も合区の解消に理解を示しつつあります。「都道府県を選挙区の単位とする憲法上の要請はない」と最高裁が指摘している以上、最終的なゴールは憲法改正ですが、これが来夏の選挙に間に合わない場合、まずは今夏に合区の根拠となっている公職選挙法を改正することで合区を確実に解消し、憲法四十七条（選挙に関する事項は法律で定める）の規定を勘案し、合区の解消に向けた立法府の考え方を法律できちんと示したいと思います。

日本の内政の最大の課題は、人口減少問題です。今の出生率等が変わらない場合、二〇四〇年には全国過半の市町村で二十代から三十代の女性が半減以上して消滅

の可能性が生じるほか、八十二年後の二二〇〇年には国の人口が約半減、二二〇〇年には約十分の一になることが想定されます。

主たる原因は、出生率が全国最低の東京への若者の一極集中であり、出生率が高く、食料・エネルギーの供給基地たる地方が衰退すれば、自ずと都市も国も衰退するのは必至です。

この事態に対し、従来通り国が都市も地方も同等に予算配分、更には財政厳しき折、効率性の高い都市に重点配分しては、地方創生は進みませんし、地方への必要な対策の担当が何十年も先では時既に遅しです。

今こそ、政策の力点を地方に置く時です。明治維新から百五十年経つ本年、出生率が高く、食料・エネルギー・観光資源等が豊富な地方の発展を中心に据えた政策を打ち出して、国と地方の将来を最大限プラスの方向へ導いていくことが重要です。そのためにも、人口主義や人口減少に一定の歯止めをかけるべく合区を解消し、さら

には、経済や財政等で強い権限を持つ国政で地方の声をむしろ増やしていく必要があると考えます。地方にもっと成長のチャンスを与えるべきです。今後とも真の地方創生を推進できるよう全力を尽くしますので、引き続きご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



特別寄稿

## 市政報告

税理士の視点で考える  
市役所のサービスとは

米子市長

いぎ たかし  
伊木 隆司

中国税理士政治連盟の皆様方におかれましては、日頃よりわが国の租税制度の発展のために、ご尽力を賜り、さらに行政と国民の間に立つ役割を担っておられることに、心より敬意を表します。さらに米子支部におきましては私自身の後援会を立ち上げてくださるなど、政治活動を幅広くお支えいただいていることに深く感謝申し上げます。

日本国民には、所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、事

業税、固定資産税といった多様な税金の納税義務があり、税金に関連する法律は非常に複雑です。税理士は「税金のプロフェッショナル」として、人々が税金を円滑に納められるように手助けをいたします。税理士という仕事の一番の魅力は、お金という媒体を通じて、世の中の様々な仕事に通じることができるところです。一方、市役所は納付いただいた税金を基に、地域住民のニーズに応じた各種公共サービスを提供しています。人々の生活を支え、サービスを媒

体に地域との繋がりができることが市役所の魅力の一つだと感じています。

そのような意味では、税理士も市役所もサービス業という点で共通すると思います。過去に「市役所は最大のサービス業」という意見を聞いたことがあります。では、「具体的にサービス業とは何をすればいいか」という問いに対し、明確な回答ができる人は必ずしも多くはないのではないのでしょうか。

私がこれまで生業としていた税理士という職業は、近年、資格取得により自動的に収入を得ることができる職業でなく、仕事の質をどれだけ向上させるかが仕事を得るために重要になっていきます。私の経験上、仕事の質を向上させるためには「可能な限り守備範囲を拡げて、よろず相談に乗る」ということが必要だと感じております。会計事務所では仕事をしていた時は、お客さまからおよそ会計事務所とは関係ない相談にもかなり乗ってききました。しかし、お客様

の満足を得るため、創意工夫によって、どんな相談でもできる環境を作ること、信頼関係を築くことができ、次の仕事につながりました。

市役所でも同じことが言えるのではないだろうか。昨今、IT技術の進歩により税理士業務を含む様々な分野の仕事で効率化、合理化が進んでいます。仕事を効率化、合理化するために、専門分野

に特化していく方向性は理解できますが、それによって他分野に全く目を向けなくなれば、相手の相談に対し何も答えられない状況を作り、信頼を失うこともあります。普段から自分の知識を磨き上げ、少々の難しい質問であつても、きちんと受け止めることができる知識のベースを作り上げる努力は必要です。また仮に相談を受け自分自身で対応が困難な話であつても、相談後に「何かありませんか」とお気軽に相談ください。」、また、専門分野でなくても、例えば市役所内のどこかで対

応できる相談なら、「別の課を紹介します」という一言を言い添えることも大切です。そして日々の絶え間ない努力により、市役所が市民のよろず相談所として機能し始めると、本当に信頼される「市民の役に立つ所」になるのではないかと思います。これが税理士という職業をへて市長になった私が考える、市役所におけるサービスの一つの形です。

さて、社会情勢が目まぐるしく変化する中、様々な政策が行われておりますが、その中でも福祉の充実こそが行政の究極の目的だと考えています。社会的に弱い立場の人に対し、いかに社会からの手を差し伸べていくか、これは行政が考え続けていくべき課題であり、実行し続けていくためには安定した財源が必要です。まず経済政策を推し進め、地域の経済活動を活発にして人々の生活の基盤を固め、明日の暮らしの不安を無くし、日々の生活を満たして、余剰となる部分から、いくらかを税金

として納めてもらい福祉や子育て支援に配分する。この循環は行政の目指す政策の大きな構図だと考えます。

この構図の根幹をなすのが税であり、これをきちんと納付していただくためには市民と市役所の信頼関係は必須です。その橋渡しとなる重要な役割を果たして下さるのが税理士の皆様です。市民の皆様は納税の意義を正しくご理解いただき、適正な賦課事務を進めていくためにも引き続き、中国税理士政治連盟の皆様方のご協力を賜りたくお願い申し上げます。



## 後援議員による税務支援会場視察

### 佐藤公治後援会

平成三十年二月十七日(土)  
「フジグラン三原」にて行われた中国税理士会三原支部主催の無料相談会を、佐藤公治衆議院議員が視察されました。当日は来場者約八十名という繁忙の状況でした



が、応対していた五名の税理士に対し、佐藤先生から熱い激励の言葉を頂戴しました。

幹事長 瀬尾 暁史

### あいさわ一郎後援会

平成三十年一月二十九日(月)



開催の税理士によるあいさわ一郎後援会総会の前に確定申告テレフォンセンター岡山会場(岡山県税理士会館)に来ていただいた。テレフォンセンターの視察は初めてだったが、税理士による電話相談状況の視察を行い、重役後援会長の説明にも熱心に耳を傾けていただいた。

幹事長 田中 一宏

### 寺田 稔後援会

視察日時

平成三十年二月十九日(月)

九時～

場所

呉市・呉税務署

今回の会場視察は、寺田先生が「安全保障委員会」委員長として出席されるため、八時三十分集合いただき税理士の活躍を見ていただいた。景田支部長をはじめ、担当役員にも参加いただき、まずは記念写真撮影。続いて、九時の

会場オープン時に会場視察。

税務署長経験者である寺田先生の相談会場視察は、我々税理士の力強い応援団です。

寺田先生には、国会審議で御多忙の中、相談会場を視察いただき、ありがとうございました。

後援会長 山田 毅美



## ■ 伊木たかし後援会

平成三十年二月十八日(日)、米子コンベンションセンターで開催された「税理士記念日無料相談会」に、伊木隆司米子市長が視察に見えられました。ご自身も税理士として、無料相談会のご経験をお持ちですので、担当の支部会員にねぎらいの言葉をかけておられました。

後援会長 中村 剛士



## ■ 後援会助成金の交付要件について ■

中国税政連では後援会活動の一助として、「税理士による国会議員等の後援会に関する規程」及び「地区税理士政治連盟及び税理士による国会議員等の後援会に関する活動等の基準」に基づき、規定の報告書類を提出された後援会に対し、毎年、各地区税政連を經由して**後援会助成金**を交付しています。

この報告書類の提出期限は**4月30日**となっています。上記規程等を再度ご確認ください。同報告書類を期限内に作成・提出してください。

〈参考〉地区税理士政治連盟及び税理士による国会議員等の後援会に関する活動等の基準

### (存続要件)

**第9条** 後援会は、県選挙管理委員会に提出した収支報告書の写(收受印のある表紙のみで可)を、毎年4月30日までに次の書類を添えて、地区税政連を經由して中国税政連会長へ提出しなければならない。

- (1) 定期総会出席者名簿
- (2) 役員名簿(12月31日現在)
- (3) 運動経過報告書
- (4) 収支報告書

### (助成金交付基準)

**第11条** 中国税政連は、後援会に対し、後援会に関する規程第3条に基づく助成金を次の基準により交付する。ただし、当年4月30日において現職でない者の後援会に対する助成金は半額とする。

- (1) 第9条に規定する書類を提出した後援会に対して、次の①②の合計金額
  - ① 定額分 30,000円
  - ② 人数割分 1,000円 × 後援会定期総会出席(委任状を除く。)人数

※以下省略

◎=実現項目、○=一部実現項目、△=検討項目

## 平成30年度与党税制改正大綱等に取り上げられた建議項目等

建 議 項 目		分 類
<b>■重要建議項目</b>		
1. 消費税における単一税率及び請求書等保存方式の維持について		
2. 所得控除の抜本的見直しについて		○△
3. 中小法人に対する繰越欠損金控除制限及び外形標準課税の不適用について		◎
4. 償却資産に係る固定資産税の抜本的見直しについて		
5. 個人事業者番号の導入について		
<b>■今後の税制改正についての基本的な考え方</b>		
【所得税】		○△
【中小法人税制】		△
【法人税】		
【消費税】		
【相続税・贈与税】		○
【地方税】		○
【納税環境整備・その他】		
【国際税制】		△
【災害対応税制】		
<b>■税制改正建議項目</b>		
所得	1. 給与所得者に対する課税の抜本的見直し	○△
	2. 公的年金等に対する課税の見直し	○△
	3. 医療費控除の見直しと年少扶養控除の復活	
	4. 業務用不動産の譲渡損失の他の所得との損益通算制度の見直し	
	5. 上場有価証券の譲渡益課税における大口株主・多額な譲渡益への適用税率の引上げ	
中小	6. 中小法人への業績連動給与の導入	
	7. 減価償却における定率法と定額法の選択適用の維持	
	8. 中小企業投資促進税制等・研究開発税制・所得拡大促進税制の見直し及び継続	○
法人	9. 同族会社の留保金課税制度の廃止	
	10. 受取配当等の全額益金不算入	
	11. 確定決算主義の尊重と損金算入規定等の見直し	
消費	12. 少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ	
	13. 公益法人等に対する課税の見直し	
	14. 基準期間制度の廃止、小規模事業者の申告不要制度の創設	
相続	15. 簡易課税制度の見直し	
	16. 非課税取引の範囲の見直し	△
	17. 取引相場のない株式等の評価の適正化	
	18. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用要件緩和	◎
地方	19. 相続税の更正の請求に関する特則事由の見直し	
	20. 連帯納付義務の廃止	
納環	21. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置の廃止	△
	22. ふるさと納税制度の見直し	
	23. 署名押印の電子化対応、マイナポータルとe-Tax・eLTAXとの連携	
国際	24. 特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）への個人番号記載の見直し	◎
	25. 財産債務調書の提出期限等の見直し	
震災	26. 税理士等の懲戒処分理由の公示	◎（※）
	27. 相続税に関する租税条約の締結	
	28. 外国税額控除における控除限度超過額の繰越期間の延長	
	29. 災害損失控除の創設	
	30. 災害損失特別勘定の益金算入に関する適用要件緩和	
	31. 東日本大震災に係る震災特例法の追加措置	

（※）税制改正大綱記載事項ではなく、国税庁における運用の変更による。

## 【参考】建議書以外の要望事項等で大綱に取り上げられた項目

相続	・一般社団法人に関する相続税・贈与税の見直し（政府税調での発言）	◎
	・小規模宅地等の特例の見直し（政府税調での発言）	◎
	・相続税申告における法定相続情報一覧図の写しの活用（パブリックコメント）	◎
納環	・勘定科目内説明細書等の提出方法の多様化（電子申告に関する要望事項 e-Tax 編）	◎
	・電子納税の利便性の向上（電子申告に関する要望事項 eLTAX 編）	◎

# 税理士による国会議員等後援会一覧

平成29年11月30日現在  
(順不同・敬称略)

## ■国会議員 (※選挙区は前回選挙における当選選挙区を示す。)

後援会名	所属政党	選挙区等	事務所			後援会長	幹事長
			〒	住 所	TEL		
税理士による岸田文雄後援会	自民	広島1区	730-0003	広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中 正敏	神田 敏治
税理士による平口 洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田 啓吾	加賀田佳男
税理士による寺田 稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	山田 毅美	福島慎太郎
税理士による佐藤公治後援会	希望	広島6区	722-0014	尾道市新浜2丁目2-21	0848-23-3466	岡村三千男	瀬尾 暁史
税理士による小林史明後援会	自民	広島7区	726-0013	府中市高木町449-4	0847-45-5702	定金 孝幸	占部 圭祐
税理士による岸 信夫後援会	自民	山口2区	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	北村 和幸	柳井 卓正
税理士による河村建夫後援会	自民	山口3区	755-0026	宇部市松山町二丁目7-15	0836-31-7950	原田 鉄也	権藤 和幸
税理士による安倍晋三後援会	自民	山口4区	751-0855	下関市稗田西町16-1	083-252-1960	藤井 幸郎	石光 孝英
税理士によるあいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0028	岡山市北区絵図町3-15	086-252-3961	重近 實	田中 一宏
税理士による橋本 岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内	086-425-7290	妹尾 盛司	大内 和明
税理士による加藤勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原 和之	岡本 章
税理士による石破 茂後援会	自民	鳥取1区	680-0846	鳥取市扇町54	0857-22-0525	葉狩 弘一	録澤 哲雄
税理士による赤沢りょうせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	松本 正福	中村 剛士
税理士による細田博之後援会	自民	島根1区	690-0825	松江市学園2丁目18-27	0852-26-1360	矢尾井敏廣	田中 真
税理士による竹下 亘後援会	自民	島根2区	693-0002	出雲市今市町北本町5丁目4-28	0853-21-4030	重本 泰徳	糸賀 巧
税理士による斉藤鉄夫後援会	公明	比例区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西 龍夫	西山 健三
税理士による溝手顕正後援会	自民	参議院・広島	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-11	082-242-0090	中川 郁夫	岡田 英明
税理士による宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	721-0973	福山市南蔵王町1丁目11-12-101	084-926-0034	齋藤 慎悟	若松 繁夫
税理士による林 芳正後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	
税理士による江島 潔後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	坂井 孝義
税理士によるまいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	鶴田 和彦	山本 博敏
税理士による青木一彦後援会	自民	参議院・鳥取島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木 貞彦	安原 満
税理士による片山さつき後援会	自民	参議院比例	735-0012	安芸郡府中町八幡一丁目4-28	082-284-5714	田村 好孝	椎野 年雅
税理士による片山虎之助後援会	維新	参議院比例	700-0816	岡山市北区富田町1丁目9-19	086-222-5913	国富 檀雄	姫井 繁彦

## ■地方公共団体

税理士によるゆざき英彦後援会	無所属	広島県知事	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-1 平岡ビル2F	082-249-2567	原田 啓吾	海老澤孝公
税理士による村岡嗣政後援会	無所属	山口県知事	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による松井一實後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町9-13	082-227-8882	杉山 文成	大場 史郎
税理士による伊木たかし後援会	無所属	米子市長	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	中村 剛士	播間 光広

## ■非現職 (※「選挙区等」は前回選挙における出馬選挙区を示す。)

税理士による中尾友昭後援会	無所属	下関市	750-0093	下関市彦島西山町四丁目11-4 南風泊活魚センター2F	083-261-5005	藤上 博之	松井 重人
---------------	-----	-----	----------	--------------------------------	--------------	-------	-------

## 中国税理士政治連盟役員名簿

平成29年9月

役 職 名		氏 名			
会 長		杉 山 文 成			
副 会 長		伊 藤 博 文 富 山 敬 介 尾 添 憲 男	藤 中 秀 幸 松 本 正 福		
総 務 会 長		藤 中 秀 幸			
総 務 副 会 長		海老澤 孝 公			
総 務		伊 藤 博 文 松 重 葉 弘 重 葉 森 章 森 田 協 一 田 灘 博 明	土 屋 邦 彦 富 山 敬 介 松 本 正 憲 尾 添 上 博 夫 井 杉 文 成		
幹 事 長		井 上 博 夫			
副 幹 事 長		上 原 博 行 中 原 貞 教 細 木 貞 彦	柳 井 卓 正 中 村 剛 士		
幹 事		田 村 好 孝 野 口 厚 師 荒 神 五 師	姫 井 繁 彦 岡 本 倫 明		
委 員 会	政 策 委 員 会	委員長 田 村 好 孝	副委員長 榎 藤 和 幸 委員 淵 上 勝 伯 委員 浅 野 幹 夫 委員 重 本 泰 德		
	財 務 委 員 会	委員長 姫 井 繁 彦	副委員長 山 本 忠 生 委員 藤 野 照 子		
	組 織 委 員 会	委員長 野 口 厚	副委員長 若 松 繁 夫 委員 影 山 秀 臣		
	広 報 委 員 会	委員長 岡 本 倫 明	副委員長 宮 本 利 光 委員 新 崎 恵 美		
	後援会対策委員会	委員長 荒 神 五 師	副委員長 矢 尾 井 敏 廣 委員 小 泉 尚 志 委員 森 末 男 委員 小 谷 昇		
会 計 監 事		由 田 至 允 妹 尾 盛 司 岸 篤 彦	毛 利 山 正 行 鶴 田 和 彦		
会 計 責 任 者		姫 井 繁 彦			
推 薦 審 査 会		委員長 藤 中 秀 幸	副委員長 伊 藤 博 文		
		委員 富 山 敬 介 尾 添 憲 男 杉 山 文 成	松 本 正 福 井 上 博 夫		
顧 問		小 早 川 隆 幸 島 原 順 良 久 保 雅 典	国 富 檀 雄 原 田 啓 吾 灘 博 明		
相 談 役		齋 藤 慎 悟 桑 原 昌 弘 黒 田 昌 弘	石 高 雅 美 牧 田 泰 博		

# 中国税理士協同組合は、 メールマガジンを配信しています!

当組合は、組合員の皆様にお得な情報をタイムリーにお届けすべく、メールマガジンを配信しております。

新刊書籍・DVD、提携施設のご案内等…業務のお役に立つ情報をご登録メールアドレスにお届けいたします。

ぜひ、この機会にメールアドレスをご登録ください。

## 登録方法

- 1 当組合ホームページ (<http://www.chuzeitkyo.or.jp>) にアクセス
- 2 組合員専用ページにログイン



ログイン

ユーザー名  
「kyoudou」  
パスワード  
「kumiai2」  
を入力

- 3 右下「メールマガジン配信登録」バナーをクリック



クリック

※中国会会員専用ページと同一のID・パスワードでも閲覧可能です。

- 4 必要事項（税理士登録番号・組合員名・メールアドレス）を入力し、「確認画面」ボタンをクリック
- 5 確定後、送信ボタンをクリック!

## 税理士の皆さまからのご紹介事例

～公庫との連携で、顧問先の増加！顧問先との繋がりの強化！～

これまで税理士の皆さまと公庫とは密に連携をさせていただいています。今回はその中でも税理士の皆さまにとって顧問先の増加に繋がった事例や今まで以上に繋がりが強化された事例をいくつか紹介します。

### ご紹介事例

#### 事例1：顧問契約を締結していない創業予定の方の紹介

事 例	税理士先生	公 庫	お客さま
税理士先生の顧問先から、これから創業を予定している知人（Aさん）の紹介あり。	Aさんからは、創業にかかる資金手当ができなければ「創業は見送る」との申出があり、公庫へ創業資金の融資を紹介。	創業計画書に基づく審査を実施。融資決定。	無事に開業し、その後、先生と顧問契約を締結。  お客さまもお喜びになりました。

#### 事例2：財務内容が厳しい顧問先の紹介

事 例	税理士先生	公 庫	お客さま
連続欠損により、債務超過に陥った法人企業。今後の資金繰りについて税理士先生に相談あり。	代表者から事業継続のため資金が必要との声あり、公庫へ運転資金の融資を紹介。	事業計画書・資金繰りについて、 <b>税理士先生とも協議しながら、税理士先生のバックアップ</b> もあることも踏まえ融資を決定。	その後、税理士先生の指導もあり、業況は回復し、黒字化。  現在も公庫と継続取引をさせて頂いております。

#### 事例3：ご資金を急がれる顧問先の紹介

事 例	税理士先生	公 庫	お客さま
買掛金の決済資金として、急ぎの資金手当での相談が、税理士先生にあり。	代表者から支払期日に決済しなければ、取引先との信頼関係が崩壊。今後の事業継続が困難になるとの申出があり、公庫へ運転資金の融資を紹介。	税理士先生の事務所で面接をさせていただき、決算書等の必要書類も税理士先生にご準備いただけ、速やかに審査を実施。相談から5営業日で融資を実行。	<b>スピーディな融資実行</b> により、取引先との信頼関係は維持。事業も継続できています。  税理士先生もお喜びになりました。

#### JFC 日本政策金融公庫 国民生活事業

鳥取支店 0857(22)3156	米子支店 0859(34)5821	松江支店 0852(23)2651
浜田支店 0855(22)2835	岡山支店 086(225)0011	津山支店 0868(22)6135
倉敷支店 086(425)8401	広島支店 082(244)2231	尾道支店 0848(22)6111
福山支店 084(922)6550	呉支店 0823(24)2600	山口支店 083(922)3660
下関支店 083(222)6225	徳山支店 0834(21)3455	岩国支店 0827(22)6265



まずはご相談ください。

「顧問税理士」と「日本政策金融公庫国民生活事業」が  
3つの「S」でバックアップ!

税ローンとは、  
中国税理士協同組合に加入している  
税理士と日本公庫国民生活事業が  
連携して、「3つのS」でお客様を  
バックアップする仕組みです。

# 事業資金は マル税ローンで

税理士紹介ローン

迅速な対応

Speedy

簡単な手続き

Simple

満足のいく条件

Satisfy

中国税理士協同組合 JFC 日本政策金融公庫 国民生活事業



中国税理士協同組合

082-245-8377

## サポートメンバー登録申請書

私は下記①～⑤のいずれかに該当しますので、中国税理士協同組合「サポートメンバー」に登録申請します。

※該当する項目に  を付してください。

組合加入種別  組合員  賛助会員（※所属税理士・法人社員等）

① 税理士 VIP 代理店に加入している  
 （生保名： \_\_\_\_\_ 登録年： \_\_\_\_\_）  
 （登録者名（※賛助会員の場合記入）： \_\_\_\_\_）

② 大同生命の税理士代理店に加入している  
 （登録年： \_\_\_\_\_）  
 （登録者名（※賛助会員の場合記入）： \_\_\_\_\_）

③ 税理士報酬等自動振替制度に利用登録している  
 （登録者名（※賛助会員の場合記入）： \_\_\_\_\_）

④ 税理士 DC カード・DC ゴールドカードに加入している  
 ※カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消したものを添付してください。

⑤ 大同生命グループ保険または  
 日本税協連福祉社会生命共済制度「優 You プラン」に加入している

以上、申請並びに当組合から確認させていただくことを承諾いたします。

平成 年 月 日

地域(支部)名 \_\_\_\_\_

登録番号 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

### ご注意

登録要件の①②③⑤については、当組合で提携各社に加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともにFAXまたは郵送にてお送り願います。登録は賛助会員（所属税理士や法人社員等）でも可能です。ただし、①～③の要件で申請する場合には、事務所の代表者（組合員）名を明記の上、登録申請を行ってください。



## サポートメンバーの ご登録について

中国税理士協同組合（以下、「当組合」という）では、利益貢献度に応じたサービス還元の一環として、当組合への利益貢献の高いと思われる組合員を対象としたサポートメンバーの登録制度を開始しております。

サポートメンバーの登録をいただいた組合員には、当組合主催の研修会受講費用の割引などを始め、各種サービスの還元をしております。

サポートメンバーの登録要件としては、①全税共推進事業にかかる税理士VIP代理店の登録者、②共済会推進事業にかかる大同生命の税理士代理店登録者、③金融事業にかかる税理士報酬等自動振替制度利用者、④共同購買事業にかかる税理士DCカード取得者、⑤福利厚生事業にかかる大同生命グループ保険または日本税協連福祉社会生命共済制度「優Youプラン」加入者の5項目いずれかに該当されている組合員です。

登録は、各組合員がどの項目に該当するかを自己申告により、申請していただくこととしておりますので、右記の「サポートメンバー登録申請書」にご記入のうえ、FAXまたは郵送にてご登録をお願い申し上げます。（既にご登録されている方は、再度ご申請いただく必要ございません。）

なお、登録要件の①②③⑤については、当組合で加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともにFAXまたは郵送にてお送り願います。

官僚が公文書を書きかえるという前代未聞の事件である。

民主主義の根本を揺るがす行為である。ロシアや中国では選挙制度やトップの選定に関してよからぬ噂を聞く。しかしながら日本でも程度の差はあれ、我々の知らないところで民主主義を脅かす行為がなされているのかもしれない。

マスコミの論調では、M学園が土地の購入の時に埋められていたゴミの処分費として八億円の値引きをしたことを問題視している。

しかしながら、処分額の金額の問題はあったとしても、経済的合理性からすると当然のことであり、これをなぜマスコミが騒ぐのがよく理解できない。

近年、公務員の人事権を政治家に集中する内閣府人事局を設けた。

それまで上級官僚の人事に政治家が口を挟むことができなかったのが、一気に官邸主導に変化したらしい。ものの書籍によると、今の日本の総理大臣はアメリカの大統領よりも権限が強いそうである。

もしかすると、ポストほしさに政治家に歩み寄る官僚が増加しているのかもしれない。複雑化した社会のなかで、国

のトップによる力強いリーダーシップの発揮と不正をなくすことは民主主義のおかれた永遠のテーマなのかもしれない。

岡本 倫明

「北の桜守」という映画をご存知であろうか。吉永小百合が演じる「江連 てつ」の終戦直後から老いを感じてくる生き様を描きながら、様々な想い、人間模様が描き出されている。

樺太から網走に移り、家族の離反、再会と母と子の再生に時代背景等が舞台劇を折り込みながら進展して行く。ラストシーンで、満開の桜と挿入歌「花・蘭の時」は庄巻の感動を感じた。

現在、国会では、M学園問題をめぐり、決裁文書の書き換えに対する財務省の付度が大詰めを迎えている。決済済み文書を書き換えるという行為が存在すること自体が信じられないことと認識しているのは私だけではないと考えたい。

古来、日本人の中に流れている他人の心中を推し量る付度と要求型付度の差異を立証できるのであるうか。日頃から、立証に裏付けられた業務を要求されている税理士にとって、ひたすら「純朴に「桜」を守ってきた」「てつ」の姿を重ね、忸怩たる思いを持つのは私だけであろうか。

宮本 利光

二月二十五日(日)開催の東

京マラソンで、快挙を達成した設楽悠太選手が日本人トップの二位で完走した。これまで十六年間破られていなかった日本記録を塗り替え、二時間六分十一秒の日本記録を樹立した。記録と同時に話題になったのは、設楽選手が手にすることになった金額だ。二位の賞金は四百万円だが、それとは別に一億円のご褒美がもらえる。日本実業団陸上競技連合が二〇一五年から設けた制度により、日本記録を更新した選手には褒賞金一億円が支給されるのだ。

ちなみに先日閉幕した平昌五輪で、二つの金メダルを獲得した高木菜那選手の報奨金は、日本オリンピック委員会(JOC)から一千万円、日本スケート連盟から一千万円の計二千万円。二連覇を達成した羽生結弦選手は計一千万円。カーリング女子たちは協会からの報奨金はなく、JOCからの一人百万円のみ。それに比べると一億円は破格の金額だ。

もらいすぎではないかという声も上がるが、「そもそもマラソンは年間二、三回しかレースできないのだから、一レースの優勝賞金が一億円あってもいいんじゃないか」という意見もある。

競技ごとの格差や不平等感改善が必要だ。JOCや競技団体ではなく、国が直接、平等に顕彰する仕組みも検討すべきで

はなかるうか。

新井 要

今年もなんとか確定申告が終了した。色々反省してみる中で、自分自身が税理士事務所へ就職活動をしていた二十年前と現在とでは、労働環境が随分と変わって来ていることに気付く。

少子高齢化で労働力人口が減少し、それに対し賃金は増加傾向にある。経営者と顔を合わせれば「人がいない」「辞められては困るから中々厳しいことが言えない」「従業員が度々賃金アップを要求して来る」と人材についての困りごとが次から次へと出て来る。

東京在住の友人から、アパレル店員の時給が二千五百円と聞いて驚いた。大型店出店が続き人手が全く足りないそう。二千五百円は特別な例であろうが、最近では飲食店でも千円以上の時給がざらである。そんな中で税理士事務所の事務員を最低賃金に限りなく近い八百五十円で募集しても、応募がないのは当然か。高い時給を出したいのは山々だが、経営者からは顧問料の値下げを要求されている身である。

人手不足を長時間労働で賄った確定申告。中小零細企業にも働き方改革が浸透する日は来るのだろうか。

長崎 恵美